

受託業務別料金表(2024年4月1日改訂版)

(税別表示)

業務区分		顧問		スポット(紹介のみ)		
		人事労務支援コース	一般コース			
顧問報酬(月額)	顧問報酬は以下の人数の合計により決定 ①社会保険加入者(役員含む)は1 ②雇用保険のみ加入者は0.75 ③社会・雇用保険未加入者は0.5 ※グループ会社等で2社目以降の場合は1社につき、右記料金の半額	10人未満	75,000円	25,000円		
		10人以上 20人未満	85,000円	35,000円		
		20人以上 30人未満	95,000円	45,000円		
		30人以上 40人未満	105,000円	55,000円		
		40人以上 50人未満	115,000円	65,000円		
		50人以上 60人未満	125,000円	75,000円		
		60人以上 70人未満	135,000円	85,000円		
		70人以上 80人未満	145,000円	95,000円		
		80人以上 90人未満	155,000円	105,000円		
		90人以上 100人未満	165,000円	115,000円		
顧問報酬範囲内外	人事労務計画支援	人事労務計画作成(毎年度)	200,000円			
		人事労務計画推進・進捗確認会議(毎月2時間程度)	無料			
	労務監査	年次・中間監査	別表参照			
		社労士経営労務認証取得	50,000円	100,000円		
		助成金活用監査	無料	50,000円		
	相談(人事労務・助成金・法改正等)	電話(1回30分以内)	無料			100,000円
		メール(1件)				5,000円
	労働基準監督署・年金事務所等の調査立ち合い(1件)	無料		50,000円		
				情報提供(助成金・法改正等メルマガ)		無料
	訪問	必要に応じて随時	無料			5,000円(30分)
定期(年6回以上)		顧問報酬1/2追加				
労働・社会保険諸手続き・求人票の新規手続き(1件)		原則無料(2社または20名以上は年度更新・算定基礎は各々顧問報酬1ヶ月分(10名以上20名未満は両方で1ヶ月分)、役所への出張は1ヶ月分・求人票の変更・更新は別途発生)		50,000円(年度更新・算定基礎・役所への出張は各々100,000円)		
助成金	助成金	手続き報酬	受給額の20%(最低保証額20,000円)		30%(同左50,000円)	
		着手金	無料		受給見込額5%	
		助成金の新規情報提供	無料			
就業規則・書式	就業規則届及び各種協定届策定・提出(1件)		20,000円	40,000円		
	就業規則(1件)	新規	松コース(10規程)	350,000円	400,000円	
			竹コース(5規程)	250,000円	300,000円	
			梅コース(3規程)	200,000円	250,000円	
			条文数30以上の大幅改訂	200,000円	300,000円	
		顧客の就業規則を用いて大幅改訂	新規+100,000円		新規+200,000円	
		顧客の就業規則データをWord変換	新規+5,000円/頁(最低保証額50,000円)		新規+200,000円	
		各種規程	50,000円	100,000円		
		助成金関連(一つの条文)	20,000円	40,000円		
	法改正関連(一つの改正)	10,000円	50,000円			
一部分改訂(一つの条文)	20,000円					
社内文書作成(1件)		30,000円	50,000円			
人事労務書式集		50,000円	100,000円			
雇用契約書	基本書式作成		50,000円	100,000円		
	個人別作成(1件)		5,000円	10,000円		
給与	給与計算 (勤怠集計・年末調整関連は除く)	月次給与(月額)	基本料金1万円+人数×1,000円 ※計算対象者50名以上は別途相談			
		賞与(個々の金額決定は除く)	無料			
仕組構築	採用制度導入コンサルティング(3カ月)		400,000円	600,000円	800,000円	
	賃金・評価・等級制度導入コンサルティング(1年間)		1,800,000円		2,400,000円	
	目標管理・達成コンサルティング(1年間)					
	401K	説明会(1件)	50,000円	100,000円		
確定拠出導入・月次手続き		別表による				
他	弁護士等の対応(直接の対応・書類の作成は除く)		150,000円~(3か月~)			
	教育研修・会議運営(1回1時間程度)		50,000円	100,000円		
	事務所休日における緊急案件(2時間超)の対応		50,000円	100,000円		
	障害年金の裁定請求		年金額2か月分+初回入金額10%			
	交通費	県外又は片道50km以上	高速料金+移動距離100kmにつき2,000円			